

中部自治会弔慰金規程

昭和58年7月 制定

平成 4年1月 改正

” 5年2月 ”

会員又はそのご家族にご不幸があったときは、班長を通じ、自治会から下記の弔慰金を贈る。

記

- | | |
|----------------------|--------|
| 1. 世帯主又はその配偶者が死亡したとき | 5,000円 |
| 2. 同居家族が死亡したとき | 3,000円 |
| 3. 会長又は会長経験者が死亡したとき | 花環又は生花 |